

令和3年10月1日設定

久米川駅南口駅前広場検討会議設置要領

(設置)

第1 久米川駅南口駅前広場（以下「南口駅前広場」という。）の再整備の方向性を検討するため東村山市久米川駅南口周辺駅前広場検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 検討会議の所掌事項は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 南口駅前広場の再整備の方向性を検討すること。
- (2) その他、南口駅前広場の再整備の方向性の検討に関して必要な事項。

(組織)

第3 検討会議は、久米川駅周辺地域の自治会及び商店会、公共団体、市民団体等から推薦を受けた者（以下「構成員」という。）で構成する。

(座長及び副座長)

第4 検討会議に座長を1人及び副座長を1人置き、委員の互選により選任する。

- 2 座長は検討会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 検討会議は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 検討会議は、必要に応じて作業部会を置くことができる。
- 3 作業部会の所掌事項及び構成員は、座長が定める。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6 検討会議の庶務は、まちづくり部まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。